

履修の制限


セメスター制
p. 5

科目を履修するにあたっては、以下のような制限があります。



- (1) 各セメスターで履修できる科目は、その合計が16単位以内です
(詳しくは、下記「履修登録単位数の制限(上限16単位)」を参照)
- (2) 履修できる科目は、各人が在籍するセメスターおよび下位セメスターにて開講の科目とします
* 在籍するセメスターより上位セメスターで開講している科目は履修できません。
- (3) B評価以上で合格した科目は、原則として再履修することはできません
- (4) 同一時間帯に1科目を超えて履修することはできません
- (5) 定期試験終了後、休暇期間中に開講される授業(サマーセッション・ウィンターセッションは除く)の履修登録および単位の認定は翌セメスターに行います
* したがって、卒業時の最終セメスター(学期)の学生は「履修単位の制限(上限16単位)」の項にある履修上限外の科目は受講できません。

履修登録単位数の制限(上限16単位)

各人が1週間に授業を受講して学修するには、おのずと限界があります。そこで本学では、履修できる科目の合計単位を各セメスター16単位以内としています。上限16単位を超えて登録することは認められていません。

ただし、上限16単位に含めない単位として、以下のものがあります。

- (1) 「玉川の教育」
- (2) 「音楽Ⅰ」
- (3) 「音楽Ⅱ」
- (4) 「体育」
- (5) サマーセッション、ウィンターセッションで修得した単位
- (6) 本学通信教育部が行う学内スクーリングの教職科目の単位(教育学部のみ)
- (7) 海外留学・研修(SAEプログラム等)で修得した単位
- (8) 首都圏西部大学/ネットワーク多摩単位互換制度および共同授業の単位
- (9) 入学前に修得した単位(玉川大学学則第16条~第18条により認定)
- (10) インターンシップを実施して認定された単位
- (11) 外国語科目の履修免除制度で認定された科目


首都圏西部大学/ネットワーク
多摩単位互換制度および共同授業
p. 23

玉川大学学則
『学生生活ガイド』
p. 144~153

成績優秀者の18単位履修制度

前セメスターの当該学期GPA3.20以上という条件を満たした場合に、上限16単位を超えて最大2単位まで履修登録することができます。